

商品券等の発行手続きはお済みですか？

商品券、プリペイドカード、電子マネー等の前払式支払手段のうち、一定の要件に該当するものは、資金決済に関する法律（資金決済法）に基づく届出又は登録が必要です。

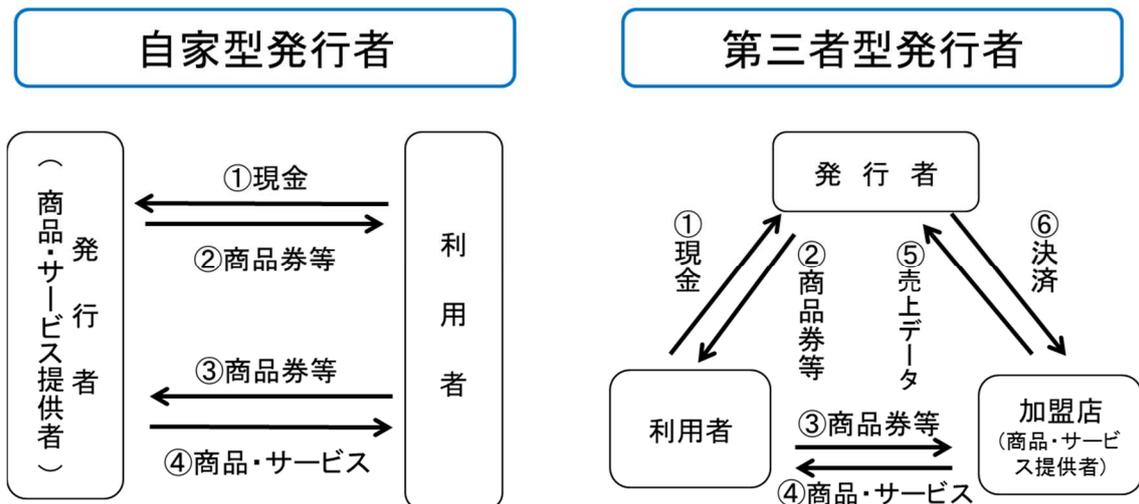
自家型前払式支払手段（事後届出が必要）

発行者に対してのみ使用ができる前払式支払手段です。基準日（毎年3月末、9月末）の未使用残高が1千万円を超えたときは、基準日の翌日から2か月以内に届出が必要です。

第三者型前払式支払手段（事前登録が必要）

発行者以外のサービス等提供者に対しても使用ができる前払式支払手段です。発行する際は、事前に財務局への登録が必要です。また、発行者は法人でなければなりません。

なお、乗車券、入場券など整理券としての性質を有するものや、有効期限が6か月以内であるもの、国又は地方公共団体が発行するものなどについては、「資金決済法」の規制の対象外となっています。



届出・登録など商品券等に関する詳細は以下までお問合せください。

四国財務局 理財部 金融監督第二課	TEL : 087-811-7780
徳島財務事務所 理財課	TEL : 088-622-5181
松山財務事務所 理財課	TEL : 089-941-7185
高知財務事務所 理財課	TEL : 088-822-9177